

↳ 超過物納

Q : 父が亡くなり、相続税を物納しなければならないと思うのですが、納税額より不動産の価額の方が高い場合でも物納してくれるのですか？

A : やむを得ない事情があると認められる場合は物納が認められます。

【解説】

相続税額より高い価額の財産を物納することを超過物納といい、相続税法では「物納を許可する場合において、物納財産の性質、形状その他の特徴により収納すべき価額を超える物納財産を収納することについて、税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、超過物納を許可することができる」としています。

この場合のやむを得ない事情とは、次のような事情をいいます。

- ① 物納財産が土地の場合で、分筆することにより例えばその地域における宅地としての一般的な広さを有しなくなるなど、通常の利用に供することができない状況が生じることになると認められる場合
- ② 建物、船舶、動産などのように分割することが困難な財産である場合
- ③ 法令等の規定により一定の数量又は面積以下に分割することが制限されている場合(最低敷地面積の制限がある地域に所在する宅地等)

これに該当するようであれば、超過物納も認められます。

